

礎の上に立脚した諸方策を一遍考へ直してみるというところのために、非常に早く詳細な大規模な国勢調査を必要としている時期に当面していると私は素人である。併し統計学者や統計専門家が、いや当分またその必要はないのだ、そんなことはもつとずつと先でいいんだ、この際そんなことの経費を入れてもそれは損だという、良心的に考へてそれでいいんだということでありまするならば、本員など素人は専門家の御意見を尊重いたしまして賛意を表するにやぶさかでないのですが、私自身の思うのにそうじやないのじやないかと思ふ。実際の統計学者といひますか、統計専門家の権威あるあなたがたの立場から見れば、もう胸がわくわくして手がうずくするでしよう。この日本の国勢の調査、一日も早く経費が許すならばこのような調査をやつてみたいという意欲を、私は非常に感ずておられるじやないかという気がするのです。然るに極めて理由の薄弱なことを理由にされて、行政簡素化といふことは私はその意を解することゝできません。経費の節約といふことも私には納得ができません。一兆円の龐大な経費の中からこれに要する二、三十億の経費は国勢の伸張のためには極めて微々たるものだ、而も最も効果の多い経費でありまして、惜む必要が私は寸毫もないと思ふ。百五十億も二百億も不要な汚職関係に投じますることから考へてみますと、二十億でも三十億でも私はそういうような些細な金で立派な調査ができるならば、我々のほうから進んでやつて頂きたいという気がするのではありません。恐らく私はそうでないだらうと思ふ。私が何

いたいの、ややともいたしますとこういふ統計的な仕事を輕視いたしている。近來一部においては政治の科学化といふことを叫ばれておりまして、これらの諸統計といふものが尊重される傾きのごとくに見えてゐる、或いは占領政策の當時は向うさんの強い示唆等もありまして相当強出て来たかと思つてさういふふうに出た後退逆転をする、日本人の実に惡癖なんでありまして。私も素人でありましてがひそかに統計関係者の立場については深く、何と申しますかお氣の毒に考へてゐる。然るごとく統計行政の拡大をひそかに私も望んでゐるのであります。委員会制度等がありました。殊に大内博士のようなかた又美濃部さんのようなかたが専心これに當つておられることを感謝しておつたのであります。いつの間にかこれがだんだんだんだん／＼と輕視されて、自由党のかた／＼には氣の毒でありますけれども、現政府に幾多の悪政がある中に、こゝろいふやうなことを輕視することとは悪い中の顯著な一例であると思つたのであります。殊に政治の上に総合的計画的でないことは自他ともに周知しております。経済等についての計画的といふものを尊重しない現内閣といふものは、とかく統計的な、基礎的な仕事をややもすると閑却輕視をいたす。質問でありますから意見を省略いたしますが、率直に言つてこれはあなたがた専門家がこれのほうがいいんだといふのでなくして、政府の一部から迫られてこゝろいふやうにして少しでも経費を減少しようといふ、その都度の便宜主義から出て仕方なしに私はそこで

御答弁なすつていらつしやるんだらうと思ふのであります。でありますから弁解を承つておりまして、これが天下に聞えた有名な統計専門家の御答弁とは受取られん。ただこの改正案を出すお座なりの御答弁のように私も聞えてならぬのであります。でありますからさういふ意味で實際このほうが国のためになる、当分調査の必要がないのかどうか。私の観点とあなたのお考へと、私のほうに誤りがあれば御指摘を願ひたいと存じます。改めて本當のそれについての御意見を承りたいと思ひます。それでさうでなければただ単にこの一応の改正案である、その底にひそんでゐる統計といふものに対して輕視するやういふ政治の惡弊に對しては私も断固として抗議を言わざるを得ません。重大なこれは法律案であるといふ考へ方をもちまして、相當私も檢討しなければならぬといふ氣持がするのであります。ただ一片の簡單な改正案だから今日でも採決しようといふ通せばいいじやないかといふやうなものであるが、さうじやないといふ氣持がするのであります。御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 只今の御質問にお答へいたします。第一は国勢調査といふ名前が国勢に関する調査といふふうになつておりました。国勢全体の調査の考へられましたが、これは国勢全体の調査ではなくして完全な人口調査、いわゆるポピュレーション・センサスでございます。これは名前と内容がそぐわないのであります。最初人口調査をしたときに殆んどそれが日本の唯一の統計調査であり、それが国勢全般を知る殆んど唯一の資料になりましたのでこゝろいふ名前がつけられて、その後その名前を尊重して今日に至つてゐるわけで、そこで国勢調査とは申しながらこれは完全な人口調査であるといふことを、多少誤解を招きやすいので一応申し上げておきたいと思ひます。

そこで次に日本の統計全般の問題でございますが、国勢全体をつかむための日本の統計と言ひますものは、現在の段階においては人口調査はそのうちの一つの何と申しますか、部分になつておるわけでございます。勿論人口も非常に重大ではございますけれども、そのほかに今日においてはこの人口調査が国勢調査と呼ばれてゐた時代にはありません。工業調査も毎年行なつておりますし、農業調査も五年ごとに行なつておりますし、事業所調査も今年行ひますし、商業調査もいたしましといふやうに、経済が発達するに従つてこの経済関係のほうのセンサスが非常に発達して参りまして、さうしてそれに人口調査が一枚加つて、それから毎月々々行なつて参ります多くの調査が合体して、さうして国勢を判断する統計の資料が作成されるという段階になつてゐるのでございます。それで勿論統計といふものはどういふ統計でもたび／＼やるにこしたことはございませんし、それから又監督調査と申しますか対象を全部つかむ方法と、最近抽出方法とございまして、それは悉皆調査はあらゆる調査においてするほうがいいには間違ひございませんけれども、併し何分にも統計調査といふのは非常に金のかかるものでありますから、それを利用する点において許し得る範囲にとどめて、さうして経費

節約するからこつちが必要だからこつちにつけてくれということが言えないで、節約すれば節約しつ放しになつてしまふという点が非常に残念でございしますが、併しその点もだん／＼大蔵省も考へて来て頂いて、一方において節約すれば一方において必要な調査も新らしくやり得るというふうなこともだんだんと可能になつて来ているのでございします。

それから更に、それでありまして、人口調査といつたしましては、私は、確信を以て大きい調査は十年ごと、それから簡易なる調査、これは場合によつて簡易の意味というのは大きくもなる、先ほども申しましたように大きくもなり小さくもなりますけれども、併しながら比較的簡易なる調査は五年ごとにするというので、人口調査としては今日の日本から見て十分であるというに確信を以て言えると思ひます。そうしてこれは私たちだけで済めた問題ではございせん、大内先生を委員長とし、中山伊知郎氏、有沢広巳氏、東畑精一氏その他各省の代表から成つております統計審議会にかけましてやはりデイスカツスいたしまして、そしてやはり日本の現状としては人口調査はこういうふうな修正するのがむしろ合理的であるという結論を出して、私のほうもその御意見に従つたわけでございします。それでありますから、これをこういふふうに変えたからといつて統計行政或いは統計の輕視になつたとは私は申せないと申しますし、又これがこういふふうに変りましたからといつて日本の国勢、経済、社会の情勢をつかみません科学的な統計資料がこれによつて不足するといふ虞れも万々ないものと思ひます。

○山下義信君 私は国勢調査というものがこの文字にとらわれてその内容は国勢全般に亘る調査であるとは誤解しております。素人でありましてよくわかりませんけれども、おおよそどういふ調査であるといふことは大体は承知してゐる。それで併しながらたゞ人口調査といつても簡単な、厚生省あたりでやつておられますようなあつたやうな人口調査でなくして、国勢調査の上における人口調査といふものは相当、ただ人口の数だけでなくいたしまして、それ自体もつきと大きな内容を持つておることを承知しておるからお尋ねする。それで私の質問の中にこの種の国勢調査をするのには最近のこの時期が非常に我が國の上において必要な時期ではないか、さうお尋ねしたのであります。それに対してのお答えがない。専門的に御覧になりましてその必要はないとお答えでありました。つまり従来調査資料と何らの変化はない、古い統計を使つておつて、ここ三年五年は一向差支えないかやうな御見解でありました。その点の一つ御答弁を頂きたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 只今の御質問に御返答いたします。簡易な形ではございしますけれども、国勢調査は来年やすることになつております。それでこれにまだどういふ項目が含まれますかは勿論決定してございせんが、調査上直接に必要な地域別、年令別、男女別等の人口調査は勿論のこと産業別人口も恐らくは当然これに含まれることと思ひます。更に今度は失業関係がこれに関連してこの前は調べられませんでしたけれども、失業関係の調査は労働力調査によつて毎月出ておりますから特にこれに調べませんでも、その数字は十分出ております。それからこの前は住宅関係の調査を調べましたが、住宅関係のセンサスは昨年度別にいたしました。もう統計局のほうで結果が出ておると思ひますが、これも来年度直接にもう一度やる必要は毫もないものと思ひます。それから引揚者の問題も引揚は一応終了したのであつて引揚けて来ます人数をそれに足して参りますれば、大体引揚者の根本的な資料といふのも整つておると思ひます。それで簡易とは必要ないと思ひます。それで簡易とは申しましてもうさういふふうに一々の事項をそのときの情勢と照し合せまして、これはさういふ資料があるから要らないとか、これは現下の情勢から特に必要であるから調べようといふふうな慎重にその項目を考慮しながら落すものと入れるものとをきめて参りますし、それには只今申しました統計審議会にもかけまして十分にデイスカツションをしてきめて行くわけでございします。私が申し上げられます限度は、来年度やります国勢調査においては、昭和二十五年にやりましたあの世界センサスの一部としてやつたほど、あれほどの大規模なものは要らない。これよりは相当部分項目を落した簡易な形でよろしい。そしてそれは今申し上げましたやうに、相当の部分のものは独立なセンサスとして、或いは独立な調査として行われてゐる。さうして十分信頼すべき資料は入手できるということが主な理由になつております。

○山下義信君 専門家がさうおつしやいますれば、我々は専門家のさういふお考えを御信用申上げるほかはないと思ひます。要するところ所定の国勢調査をする必要があるかないかという結論論争になるわけなんですけれども、併し簡易な国勢調査もその内容においてはやり方によつては相当効果的なものが期待できるということであれば、又問題はその調査の内容、方法如何によるわけでありまして、只今予期されております今のお話のやうな調査内容の昭和三十年にやりました簡易国勢調査の諸費用は、前回にお話が出ましたか知りませんがどのくらいの予算が必要であると考へておられるのでしう。

○政府委員(美濃部亮吉君) 今はつきりどのくらいと申上げることはできないと思ひますが、若し現在昭和二十五年と同じ大規模な調査をいたしたければ、恐らくは二十五億から三十億の間かかるだらうと思ひます。これを簡易な形にいたしますと何よりも省けます。一調査員当りの受持対象数を多くすることができまして、さういふことで、勿論このほか集計からも経費の節約が出て参りますが、私は大体その約半分十億から十五億、或いは十億前後といふところではないかといふふうには大体推定して参ります。これは勿論はつきり申上げることはできませんのですけれども。

○山下義信君 大体わかりました。私はこの統計関係の仕事が、何と言いますか統計行政と申しますかの仕事は非常に後退させられる傾向があるのだといふことについては、今の御答弁によつて、いやそんなことはないのだといふことである。それならば安心をいたします。

なおこの美濃部さんのお話の中で、最近いろいろ統計があるので、抽出統計のやうなことを盛んに各種のことをやつておるので、まあ大体の大綱はわかるから不便はないといふことであるが、私も素人であつたから、数字になつてゐる／＼な報告が来るとそれを信用して使つたのですが、実は率直に申上げてこれはいつて一週おひまな時分にお講義を聞かなければならぬ。それが、抽出統計といふものの性格といふものが学問的にどんなものか知りませんが、とき／＼使つてみて非常に誤差がある。例えば難ばくなものでも、けれども、この抽出統計のやり方いろいろありまして、けれども、戦死者の概数がつかめないのです。百八十万といふ二百万といふ／＼言つて、百五十万とも言う。ここに野本君がおりますが資料が焼けて正確なものがな。そこで仕方なしに抽出統計をやつてみて百九十万といふ推定数といふものが何千何百人まで出る。その抽出統計をやりました。今度は各府県全体或いは／＼厳密に調査をいたして見ますと非常な誤差が出て来る。それで私は抽出統計も便宜でそれで推計して、非常な誤差でもない違ひのものは出て来ないだらうと思ひますが、最近では皆多くそれで間に合してやつてございするのであります。私も実際に使つて頂いたものでは意外に誤差を見ることがあるわけなんです。さういふことがあつたといふことだけを一例を申上げて御参考に資するわけでありまして。

○政府委員(美濃部亮吉君) ちよつと御答弁いたしますけれども、今の戦死者の問題は恐らく私の推定は抽出統計から来る誤差でなく、戦死者をとらえるといふ

らえ方の調査から来る誤差のほうが多いんじゃないのでございせんか。これは理論的には非常に確かでございます。例へば国勢調査でも人口数の概数は調査したものの百分の一だけを集計するとか、十分の一だけを集計するとか、国勢調査の結果も抽出調査でございます。集計の抽出をいたしまして、これに抽出したものと全数集計したものと殆んどびつたり合っているものでございます。それで、その戦死者の場合は恐らくは抽出の誤差よりも戦死者がどのくらいであるかというところを調査が非常にむずかしい。その調査の誤差のほうが多いのじゃないかというふうに推定いたします。

○山下義信君 それはそうでしょう。調査の方法がむずかしくて、そこにいろいろ手違があつてそこから来た誤差でありましょう。ありましようけれども、そういう調査の資料も抽出統計の方法があるが故にということも言えるのであります。委員、私は先ほども申し上げましたように、この改正法律案は至極簡単であります。我が国の統計行政というもののあり方に關係いたしまして、私もこれは相当考えなくちやならん、決して軽々にこれは取扱はできないという感じを持つてあります。従ひまして委員長を通じて政府から資料を出して頂きたいと思ふのであります。

実は平生の勉強が足りませんのでよくわからないのであります。今の政府の統計行政の機構仕事がどういふうな状態になつておるか、どういふ統計が現在とられつあるか、各省にまたがつてそれを美濃部さんのほうでど

ういふふうに整理しておいてなるかというところのわかるような、現在の何と申しますか、お仕事の状態のわかるような資料を一つ出して頂きたい。そして、どれだけの経費を政府がそれに投じているか、そういうものを一つ資料として御提出を願ひたいと思ふのであります。それで各省にそれ／＼統計関係の仕事を持つておつて一遍それを一カ所に集めようというふうな御議論もあつたりして、御検討があらうなつておるか。政府の統計事務に關しまする勉強がわかるような資料を御提出願つて、然る上で、この改正をなすつても国の政治の上において不利はないというところの納得が行きましたならば、議事の御進行を願つてよいと考えますので、資料の提出を委員長から御請求を願ひたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 承知いたしました。

○野本吉吉君 先ほどのお話の中で来年度人口調査をする、それから今年は何をするかというお話がありました。が、今までの実態からいって農業、工業、商業各部門というのは、何年をやる、今年は何をやる、こうやつて来ると……。

○政府委員(美濃部亮吉君) 法律にきまつておるのはこの人口調査だけでございまして、そのほかのものは各省の規則でございまして、併しなからこれは大蔵省の予算の關係で必ずしも規則でございまして、例へば今年のごときは農業センサスをする五年ごとの年に當つておるのですがこれは落ちまして私は非常に残念であると思ひます。殊

に日本のような農業国であり食糧が非常に緊急問題になつておるときに、五年ごとの農業センサスが行われなくなつたということは非常に残念に思われます。私のほうで、そういう基本的なセンサスを法律で何年ごとにするとすることをきめようという試みをたび／＼したのでございまして、今までのところそれは実現していません。

○野本吉吉君 そうしますと農工商、今お話になりましたような各部門の統計調査というのには国全体としての総合性と申しますか企画性、計画的性がなして事情の許すときに思ひつきでこうやつておるということですか。

○政府委員(美濃部亮吉君) それはさうではございせん。私どもの行政管理局の統計基準部が今では法律のほうの法制局のようになつておりました。統計は私のほうの承認が要することになつておりますから、各省は／＼にいたしました。全部一応私のほうに承認を求めて来るわけでございます。それで私のほうでこれは直したほうがいいとか、或いはこれはやめたほうがいいとか、これは必要がないとかいうことを言つて承認をしたりしなかつたりするわけでございます。それから更にこれは大蔵省のほうと一種の紳士協約を結んでおりました。統計の予算は一応私のほうでまとめて審査をいたしまして、そうして意見をそえて大蔵省のほうに出して大蔵省のほうは大体においてそれに従つてくれますけれども、併し何もそれに縛られるものはないでございせんから、今のうちに私たちのほうで希望しているものを大蔵省で落されることがあり得るわけでは

ございません。それでありまして全然野放しではない。ところがほかの政策面よりは、やはり強力に統制されているわけではございまして、併しそれでもとき／＼、そういうことができるというわけではございまして。

○野本吉吉君 まあ一昨年は農業をやつた、去年は工業をやつた、今年は商業をやつた、来年は人口の調査をする、そういうことで各部門の調査統計の時期が食い違つておると、或る時における日本の国勢全体というものを総合的に把握することができないという結果になるのじゃないでしょうか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 非常に痛い質問でございましてその通りなんではございまして。それでアメリカなどは工業はちよつと別ですけれども農業、人口、住宅その他のセンサスを同じ時期に行なつておるんでございまして。それが一番いいんですけれどもこれは行政上非常にむずかしい問題でございまして、センサスは相当大規模なものでございまして事務量が非常にフラクチュエイトするわけなんです。それを割合にこう平均しなせんとはいけませんので、アメリカのようにセンサスをするときには人を雇つて済むとすゝもう解雇するといふふうなことができませんので、割合にならなければいけないというところもあるわけではございまして。それから農業は今年本当はするはずでございまして、人口センサスが来年でございまして、工業は比較的金もかかりませんので毎年やつておられます。それではありますからまあ一年／＼のずれでございまして、それ／＼合はらないでもほぼ対照することはできる。それから来るそれほどの差支はないんじゃないや

いかというので、まだアメリカのようにつたりたり日を合わせるところまでは日本では行つておりません。

○野本吉吉君 そうしますと同一の時期に調査のできないという結果として、或る時における国勢の実態というものを最も確實に把握することは、今の統計のやりかたではできないということではございまして。

○政府委員(美濃部亮吉君) センサスの資料を基礎にしてはできないということではございまして。併しセンサスの資料を次の年に延ばすような／＼の毎月調査は行なつておりますから、主なデータにつきましては必ずしも全部がでないというわけではございません。併し御意見の通り理想をいたしましては、このセンサスを一つの時期にやりまして、そうして同じ時期において全面的に俯瞰できるセンサスをやるといふのが私も理想的であると思ひます。できるだけそういうふうにしたと思つておりますが、また残念ながらそこまでは行つていないというわけでは

○野本吉吉君 それは私自身もそうですが、日本の国民は一般に数字というものに對する非常に関心が薄い。従つて統計その他によつて自分の生活設計、或いは自治体、国の設計というものを考える方が非常に少いというところが実は言われておると思ふのですが、そういう点について統計というものが、個人でも団体でも国でも特に一般の家庭等においても設計を立てる上の大事なものだといった統計思想の普及といったようなことについて何かおやりになつたことがありませんか。

にどういふ効果が上るといふ問題では

はまだ日本の統計において非常に遅れ

の結果としてできた農業統計というよ

う由を聞き出すので、

かといふ一つの懸念に対しては尤も

な懸念であると思われれます。従つて只今の二つの疑問の第二の問題、再軍備のためにこれが利用される虞れはないか。この二つの問題は大体同じような意味を持つてゐるものであると思われるのであります。何となれば技術院が戦争遂行に必要な技術向上の役所であつたのでありますから、当然そのような疑問を持たれると思つたのであります。そも／＼ここに科学技術庁を提案いたしましたゆえんのは、この提案の法律案の第三条の一に書いてありますように「科学技術に関する総合的且つ基本的な施策を企画立案する」ということである。抽象的な文句でありますけれどもこの科学技術に関する総合的且つ基本的な施策の企画立案は、曾つてこの技術院にはございせんでした。曾つての技術院の向つておりました方向は航空技術の発達を中心としたものでありまして、航空だけについてこの技術院が所掌して行くという形になつておりました。一般の科学技術に関してはこの技術院はタッチすることを許されなかつた役所でありました。従つて当時遅れておつた航空技術を重点的に進めるといふ意味において、航空に関する技術に集約されて技術院ができたのでございしました。勿論航空と申しましても一つの総合技術でありますので、或いはエンジンの技術も必要だし、或いは材料の問題もありまして、或いは流体力学もその他のもの／＼の問題が多少その中に含まれて参つておつたのであります。が、とにかく航空という目標に向つて集約されておつたのが技術院の性格でありました。

今回提案いたしました科学技術院に関する総合的な基本的な施策の企画立案は科学技術の全般に亘る問題でございします。ここに政府からこの前矢嶋委員の御要求によつて国立研究機関の一覧表が参つておりますが、御覧のようにこのようなたくさんの研究所が現在存在いたしております。而もその予算その他を見ましてもそれ／＼僅かの予算で、そして又これらの全体の研究所が殆んど連絡なく研究をやつておるような状態でありまして、このようなことでは能率は当然上らないのであります。例えば補助金を出すにいたしまして、微生物の研究などは厚生省の厚生医学研究所、通産省の発酵研究所、農林省の食糧研究所、大蔵省の醸造試験所、こういうふうなそれ／＼の研究所において同じものをそれ／＼研究いたしておる。而もこれもこれも五十歩百歩で帯に短したすきに長しでやつておりますので、世界的なレベルにはな／＼これが到達しにくい、こういうような状態は単なる一例に過ぎません。例えばガスタービンの研究などでも運輸省通産省からそれ／＼補助金を出してゐる。同じガスタービンでありながらそんなに二つもダブつてやる必要はないので、やはりこれも五十歩百歩のところで帯に短したすきに長し、このところで技術のレベルは終つてゐる。こういうものが非常に多いのであります。相互の連絡調整がないためにこのような欠陥を生じておるのであります。

御承知のように現在我が国の輸出工業は殆んど頭打の形でありまして、外国に出そうといたしましても殆んど出て行けない。なぜであるかといへば物が悪くて値段が高いという最も悪い条件の下に日本の工業や生産体制がなつてゐるからであります。このようなものを開いたしますのには、どうしてもの品物がよくて安い物を生産能力よく造るといふことが必要であります。これがために科学技術の少くとも総合的な研究をやりました世界水準に近づけ、或いはこれを突破する努力が重点的に行われなければならぬと思つております。現在我が国の特にアメリカから技術を使つてもらつて日本で生産をするための特許料は大体五十億以上に達してゐるのであります。而もその特許を使ひまして我が国で大企業などがそれを製造いたしました。例えばビニールの特許を持つて来て製造いたしました。南アジアや或いは中共その他の地域に輸出しようとしたとしても、それは特許を我が国に輸入いたしますときの契約の中においてその海外への輸出を禁ぜられておるのであります。即ち我が国だけの販売を許しまして、そして海外への輸出を禁じてゐる。この重要な産業がこのような状態にある現状、しかもこれを私どもは見まして、どうしても日本自体の技術を持たなければ、そして日本自体の技術が世界水準に近づき、或いはそれを凌駕いたしまして初めて日本の経済的な発展、海外市場の開拓、このようなことが可能になるのでございします。今のままだに放置いたしますれば永遠にアメリカの隷属的な日本の経済体制に甘んじなければならぬと思つております。御承知のように我が国の一流のいわゆる大手筋と申しますかメーカーは殆んどアメリカ

カとの隷属の關係にあります。造つた製品は東南アジアや中共やその他世界の市場に輸出することができないという条件の下に特許を輸入してゐるのであります。このような状態に放置しては幾ら海外発展とか或いは貿易の振興とかいふような美言を言ひましても、その本質がこのような基礎の上に立つてゐる日本の工業をこのまま放置いたしましてはこれを打破することはできない。こういうことになるのでございまして、科学技術庁を各省に設置いたさんとするゆえんのは、各省にまたがつておりましたもの／＼の無数の研究所の総合調整をいたしまして、重点的な科学技術の向上を図り、而も今までの隷属的な立場にある日本の工業のみならず／＼の産業といふものを少くとも世界水準に持つて行くところのその基本的な施策を企画立案し、これを遂行するための行政をつかさどるところの役所とななければならぬ。そういうふうな意味におきましてお話の技術院とはまるで違つた性格であります。勿論再軍備の目的でなくして日本を本當の産業の独立の姿に持つて来るためのその基礎的な行政であると思つてゐるのであります。

只今原子力の問題について、この間の予算の衆議院における決定が非常な問題を起しておりますのは、即ち原子炉を作れと幾ら政治家が申しまして、原子力に関する学者たちの立場から見ればまだ一階まできてないのに二階を作れという、そのような砂上樓閣はできないという議論がなされておることは当然のことです。私も私どもはあのようなことがなされるならば、少くともこの科学技術庁のようないものがあつて、そして政策の裏付けをここでやりまして、そしてここで総合調整されたるいわゆる民間の意見もここに一応盛込まれて、そしてあのようないわゆる予算の修正等が行われまするならば、これこそ地についた一階のある所に二階を作るようなやり方になつてゐるのであります。このようない意味におきまして一日も早く科学技術庁の設置を必要とすると思つてゐる次第でございします。技術院の復元では勿論ございせんし、勿論再軍備のためでなくして日本の経済の独立のための準備であるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) 既に御質疑ございせんか。

○野本吉吉君 一つお伺ひいたしますが、今までありました科学技術行政協議会とこの技術庁の構想との著しい違いといふのがあります。

○衆議院議員(松前重義君) 今まで日本科学術会議といふのがございまして、その日本科学術会議から選抜された人々／＼が科学技術行政協議会のメンバーになつておられますが、而もその行政協議会の中には各行政官庁の次官が委員として出ておられます。従つて学術会議の意見は少くともこの次官その他によつて構成された科学技術行政協議会の協議によつて或る程度行政がされるというふうな仕組みが今までのものでございします。それをお世話をしておるところの科学技術行政協議会事務局は行政機関ではありません。その事務局は行政機関ではありません。ただ協議の何と申しますか衆議院でいふならば衆議院の事務局のようないものであります。そしてそれ自身が行政機関ではありません。

せん。こういうわけでありまして、科学技術行政協議会というものによつて当然この科学技術に関する総合調整は行われるべきものであるとこのように一応は仕組はでき上つております。けれども日本学術会議や科学技術行政協議会といふもので決定され、或いは又立案と言いますか或る程度意見が述べられましたが、今のところ科学技術行政協議会を通じて行政化されるという仕組にはなつておりますが、現実の問題として各省から出て来る官制の代理に係長あたりの人しか出て来ない。もう殆んど行政化はできないというふうな状態になつております。これでは到底本当に科学技術の向上は勿論できない。従つてこの科学技術行政協議会において述べられたる意見或いは又その他の案につきましては、この科学技術行政協議会が責任を持つてその政策の遂行にあたりその処理に当たる。こういうことにしなければ現在事務的に毎日々々そのことのみを遂行するために存在している役所といふものはありませんので、ただ会議のときちよつと出て言うだけの話であつては別れた、何のこともやらからんというふうな状態を繰返しておつたのでは絶対に科学技術の向上はできない。こういうことで科学技術行政協議会を通じて出て来ました問題を具体的に総合調整する役所として、この科学技術行政協議会が絶対に今日必要ではないか。こういうふうに考えております。

○野本吉吉君 前の科学技術行政協議会と日本学術会議との関係といふものは非常に緊密だと思ひますが、重視し

ておつたように規定の上では感ぜられると思ひます。今度の場合に日本学術会議といつたようなものとこれとの関連はどういうふうになつておりますか。

○衆議院議員(松前重義君) 只今御説

明いたしましたように、科学技術行政協議会の事務局は科学技術庁内に置かれることになつております。従つて科学技術行政協議会といふものは少くとも科学技術庁の下部組織ではありませぬけれども、一応事務局を通じて、その行政協議会を通じて出て参りました事務を処理する役所として科学技術庁が存在してゐる、こういうことになりまふ。そこで科学技術行政協議会の各行政官以外にメンバーの日本学術会議より選定されたかたは、日本学術会議において決定されたものを科学技術行政協議会で問題にしてこれを協議するわけでありまして、とにかく日本学術会議の意見或いは提案された事務については、先ほど来申しましたようにこの科学技術行政協議会を経て科学技術庁が責任を以てこれを処理する。それから又科学技術庁が独自の見解をおきまして、今度は例えば日本の輸出を盛んにするには光学方面即ち光の学問、写真機などドイツのツァイスのようなものを重点的に伸ばして行く、スイスの時計工業のようなものをうんと伸ばして、そして国際收支を改善するという政策がほしと決定いたしましたならば、これは当然その政策実現のために科学技術行政協議会を通じて日本学術会議にこれを諮るといふような体制ができるのであります。そういう体制ができれば、今まで日本学術会議のかたへにはいゝゆる行政面その他

の面にタッチされたかたへが少いのでありますから、従つてなか／＼ここでこのような案が具体的に出来た課題においては非常に優秀な議論がこころで出るのでありますけれども、自分たちのほうからこれをやろう、あれをやろうといふことでは出て参りましてもなか／＼これがまとまつたものにならない傾向が従来ある。こういうふうな日本学術会議の科学技術政策の実現の一翼として、そのための諮問機関として一応意見を徴する。そしてその意見を尊重するといふような形をとりまされば、日本学術会議も今までよりもずつと生きた形で活発に動くことができるし、せつかくあれだけの学者の集まりがあらまふのでこれをもう少し国は生かして使う必要がある。使うといふことは甚だ失礼であります。使うといふ意見は政治の生きた面に活用する必要がある、こういうことを私は感じたのであります。そういう意味におきまして日本学術会議と科学技術行政協議会、科学技術庁の関係を運用して行くといふ建前になつております。

○野本吉吉君 これはまだ細かい点に

ついては十分見てはいないのですが、一通り見てちよつと感じた点ですが、この案にあらまふ資源調査所の仕事であります。地質及び地下資源のこと、ほかの水産資源とか或いは海底資源といふたような問題はお考へになつたことがあらまふか。

○衆議院議員(松前重義君) ここに、実は科学技術行政協議会の下部組織としての研究所や或いはその他の機関は持たないといふのが原則でなければならぬと思ひるのであります。勿論各省にそ

れぞれの研究所があらまふので、その歴史もあつた又その各省との密接な繋がりがあるから、それをきつて直接科学技術行政の下にくつ付けるというふうなことは成るべくしてはいけないう原則の上に立つてこそ、科学技術行政の総合調整の行政が生きて来ると思ひるのであります。ところがここに只今御質問があらまふた資源即ち地質調査所の問題、こういうふうなものは御承知のように地下資源の問題もありませんし、只今お話があらまふた御指摘の水産資源もあらまふし、或いは又山林の資源もあらまふし、もう資源といふと非常に広範でございます。そのようになつておるにつかましては各省にまたがつておるものであります。従つてこれはどこに付けて置くかというわけにも行きませんので、例えば地質だけの問題にいたしましても国土の開発のための建設などになれば当然地質との密接な関連性の上に立つてゐる。こういうことであると同時に地下資源となれば石炭やその他の鉱物などで通産省に關係する。片方のダムのはうは建設省に關係する。それから当然ダムを作ろうとすれば今度は山林との關係が出て来ます。又山林資源の問題、まあいろいろ大自然の一つの資源的な調査といふことになりまふので、各省に關係をいたしますもので、こういうものはできるだけ一部の各省に置くことになく、中央機関としてのこの科学技術行政に置いてからどうか。それから防災の問題も同じであります。これもやはり山林の問題や川の問題、これは建設省或いは気象の問題は中央気象台などそれぞれあらまふので、これも一つ防災研究所といふものを作りまして、各省

との関連性において即ち各省のこれに関連ある研究所のかたへを業務の形でここに集めて頂いて、それを総合いたしまして歩調を合せて一つの災害防止の方向に研究を進めて行く、こういうふうにしたらどうか。中央航空研究所といふものがあるが、これ又御承知のように通産省がこの中央航空研究所の建設予算を出しております。それから運輸省があらまふし、それから又再軍備と言われるかも知れませんが例の保安庁があらまふし、こういうふうな方々でやつておるもので放つておけば保安庁にできるだらうと思ひます。保安庁にできればこれこそ完全に再軍備の方向に行くのであります。どうしてこれが平和な方向に使われるべきものがふだんは中心でなければならぬ。そういうわけでありまふから、当然これは科学技術行政の下に置くことが妥當ではないか。それから科学技術資料所といふものがあるが、これは世界の科学技術のレベル、発達の状況を随分々々に調べて報告をとりなればいけません。今外務省あたりでは今年少しはやかましく言ひましたので、何か科学技術のほうから向うの大使館員を採られるやうであります。誠に結構なお話でありまして、科学技術に關するアタッシェを世界各國の先進國或いは後進國に置きまして、その國の状況をつぶさに報告して、その資料を収集いたしまして、日本経済、輸出産業等との関連性におきまして、これを参考として活用して行くその資料を集めるところがどうして必要である。これくらいのもものは大

体科学技術行政の下に付けてもいいのじやないか、こういうことからここにこ

の案の中に四つの下部機関を作つた次第であります。併し只今御指摘がありましたように資源の調査所ということになつておりますが、この資源は広範なる資源の意味を考へてゐる次第でありまして、地質調査だけではございせん。

○委員長(小酒井義男君) それでは質疑がまだおありと思いますが、本案に対する質疑は次回に廻行いたすことといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

三月六日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、恩給改訂に関する請願(第一四七三三号)(第一四七四四号)(第一四九一八号)(第一四九六六号)(第一四九八八号)(第一五〇八八号)(第一五三七七号)(第一五五一七号)(第一五五二七号)(第一五七〇七号)(第一五七七七号)
- 一、恩給法中一部改正に関する請願(第一四八四四号)
- 一、特定郵便局長の在職年通算に関する請願(第一四八五五号)(第一四八六六号)(第一四九五五号)
- 一、農林統計調査機構強化に関する請願(第一四九四四号)(第一五五三三号)
- 一、電波行政機構強化に関する請願(第一五〇七七号)
- 一、食糧庁機構改革等反対に関する請願(第一五三六六号)(第一五五四七号)
- 一、人権擁護局の格下げ反対に関する請願(第一五四一七号)(第一五五五五号)(第一五五六六号)(第一五七六六号)(第一五八五五号)

一、恩給金庫設置に関する請願(第一五八九九号)

一、人権擁護局存置等に関する請願(第一五九〇七号)

一、人権擁護局の格下げ反対に関する陳情(第三九七七号)(第四三三九号)(第四五四四号)

第一四七三三号 昭和二十九年二月十八日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 北海道函館市高立町一五 坂本兼平外三百三十六名

紹介議員 若木 勝蔵君

退職公務員の恩給額を現職公務員の給与改訂と同様に、増額改訂せられたいとの請願。

第一四七四四号 昭和二十九年二月十八日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 札幌市南六条西一六 川村文平

紹介議員 木下 源吾君

この請願の趣旨は、第一四七三三号と同じである。

第一四九一八号 昭和二十九年二月十八日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 福井県丹生郡立待村 竹部武外二十三名

紹介議員 酒井 利雄君

この請願の趣旨は、第一四七三三号と同じである。

第一四八五五号 昭和二十九年二月二十日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 神奈川県小田原市十字三ノ六八一 獅々山与四郎外五百五十九名

紹介議員 石村 幸作君

この請願の趣旨は、第一四七三三号と同じである。

第一四八六六号 昭和二十九年二月二十八日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 鹿兒島県始良郡東国分村 中島政男外二百九十三名

恩給改訂に関する請願

請願者 福井県丹生郡越通村 大和秀吉外五十二名

紹介議員 堂森 芳夫君

この請願の趣旨は、第一四七三三号と同じである。

第一四九八八号 昭和二十九年二月十九日受理

恩給改訂に関する請願(五通)

請願者 福井県大飯郡本郷村 江上秀吉外二百四十九名

紹介議員 早川 慎一君

この請願の趣旨は、第一四七三三号と同じである。

第一五〇八八号 昭和二十九年二月十九日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 長野県南安曇郡穂高町 六、三五六 金井嘉金 太外五百四十名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第一四七三三号と同じである。

第一五三七七号 昭和二十九年二月二十日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 静岡県磐田郡南御厨村 新出三三六 鈴木治吉 外五百七十三名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一四七三三号と同じである。

第一五五二二号 昭和二十九年二月二十二日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 札幌市南一二条西一五 渡辺政次外三百名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一四七三三号と同じである。

第一五七〇七号 昭和二十九年二月二十三日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂町五の四八 有元久五郎 外四千二百二十一名

紹介議員 小林 英三君 松永 義雄君 上原 正吉君 石川 榮一君

この請願の趣旨は、第一四七三三号と同じである。

第一五七七七号 昭和二十九年二月二十三日受理

恩給改訂に関する請願(二通)

請願者 静岡県磐田郡南御厨村 新出三三六 鈴木治吉 外五百七十三名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一四七三三号と同じである。

恩給法中一部改正に関する請願

請願者 東京都目黒区駒場町八六一 柴山兼四郎

紹介議員 紅露 みつ君

旧軍人関係の恩給加算制度が全廃せられた結果約百万人の者が受給権を失うに至つた。これは、不合理であり、不公平であるから、(一)加算によつて普通恩給の最短期限に達する者に対しては、この加算年を、恩給の基礎在職年に算入すること、(二)恩給法第二十四条第一項を削除すること、(三)同法附則中前三号に関連する条項を整理すること等の改正を行われたいとの請願。

第一四八五五号 昭和二十九年二月十八日受理

特定郵便局長の在職年通算に関する請願(二通)

請願者 福岡県大牟田市白井渡辺福重外百六十六名

紹介議員 伊能君 加藤 武徳君

昭和二十二年十二月三十一日以前から三等郵便局長または特定郵便局長に任命されて以来引続き特定郵便局長となつて勤務している者に対しては、任命されてから昭和二十二年十二月三十一日まで期間の全勤続年数に恩給法第十九条第一項に規定する公務員としての全在職年数として、これを通算されるよう取り計らわれたいとの請願。

第一四八六六号 昭和二十九年二月十八日受理

特定郵便局長の在職年通算に関する請願(二通)

請願者 鹿兒島県始良郡東国分村 中島政男外二百九十三名

紹介議員 西郷吉之助君 島津忠彦君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一四八五号と同じである。

第一四九五号 昭和二十九年二月十八日受理

特定郵便局長の在職年通算に関する請願

請願者 福岡県田川郡添田町 中嶋三友外五十七名
紹介議員 伊能君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一四八五号と同じである。

第一四九四号 昭和二十九年二月十八日受理

農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 長野県南佐久郡中込町 萩原信外二万一千三百八十八名
紹介議員 木内 四郎君

今次の行政機構改革に伴い農林統計機構が縮小されんとしているが、農民のため適切な行政を行うことが現下急を要する問題であるから、真に公正な農林行政の基礎資料の作成に当る農林統計調査機構の拡充強化を図りたいとの請願。

第一五五三三号 昭和二十九年二月十二日受理

農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 愛媛県南宇和郡城辺町 甲二、三二七の一 羽田喜久馬外八名
紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第一五〇七号 昭和二十九年二月十九日受理

電波行政機構強化に関する請願

請願者 東京都港区青山北町四〇一 宮田伊三郎
紹介議員 吉田 法晴君

電波の利用が高度になるとともに、無線局その他の施設は激増の一途をたどつていくため、電波行政に関する業務量もいづるしく増加している上、電波行政は国の政治、経済、産業、外交等はいまや国民生活と切り離すことのできないものであり、国際的にも重大な関係をもつものであるから、その機構を拡充強化し、かつ独立機関(外局)として人員の増加を図りたいとの請願。

第一五三六号 昭和二十九年二月二十日受理

食糧庁機構改革等反対に関する請願

請願者 名古屋市中区長島町 一 小林和雄外四千九百八十一名
紹介議員 河合 義一君

政府は行政機構の改革と人員整理案の成案化を急いでおり、食糧庁についてはその機構を農林省の一内部部局化し人員整理をはかつていくが、国民の食糧を確保し国民経済の安定を図るといふ社会的経済的に重要な任務を担当する食糧庁についてこのような措置をとることは、食糧行政の目的達成のため現在既に日夜過重な時間外勤務を強いられる職員がさらに業務を過重さ

れる結果となり円滑なる業務運営が期待されないことになるから、このような政府の方針には絶対反対であるとの請願。

第一五五四号 昭和二十九年二月十二日受理

食糧庁機構改革等反対に関する請願

請願者 山口県大津郡日置村 長谷川登外一万二千九百八十四名
紹介議員 河合 義一君

この請願の趣旨は、第一五三六号と同じである。

第一五四一號 昭和二十九年二月二十日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する請願

請願者 秋田市築地下四 漢員 輔
紹介議員 長谷山行毅君

法務省人権擁護局は、国民思想啓蒙の針砭として不当な権力行使に対する無言の自しゆく作用を与えており、これが格下げは、民主日本の成長に一同んざをきたすおそれがあるから、同局の格下げには反対であるとの請願。

第一五五五号 昭和二十九年二月十二日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡本町 四五四 糸川清
紹介議員 棚橋 小虎君

自由人権を制限する法令が制定されようとする際に当つては、少くともそれに対抗し得る実力と権威をもつた人権擁護制度を整備する必要があるにもかかわらず、法務省人権擁護局を格下げすることは、折角めばえた人権思想を縮退せしめることとなり、かつ列国の疑惑を招き国際間におけるわが国の信用にも影響するものであるから、人権擁護局を現在のまま存続すること、その拡大につき善処せられたいとの請願。

第一五五六号 昭和二十九年二月十二日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市仲町一〇一九 会田惣七外四名
紹介議員 松永 義雄君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一五七六号 昭和二十九年二月十三日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する請願

請願者 岡山市多之町一三三 安井源吾
紹介議員 島村 軍次君

本請願の要旨は、第一五五五号に同じである。

第一五八五号 昭和二十九年二月十三日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡有井村 大字井戸二、九三八 平谷正一
紹介議員 棚橋 小虎君

第一五八九号 昭和二十九年二月十四日受理

恩給金庫設置に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐ヶ谷 三ノ五四〇 大木堅造 外六百二十九名
紹介議員 安井 謙君

今回特定の金融機関による恩給金融の途が開かれたが、その能力では恩給による融資を受けることは困難であるため、他から融資を余儀なくされている実情であるから、一時も早く有力なる恩給金庫を復活せられたいとの請願。

第一五九〇号 昭和二十九年二月十四日受理

人権擁護局設置等に関する請願

請願者 千葉市若葉町千葉法務局内千葉人権擁護委員 連合会内 石井直作
紹介議員 川口爲之助君

政府は行政機構改革に伴う人権擁護局の廃止を企図しているが、今日の如く国家の安全保障に急なるため個人の自由人権を制限する治安機関の拡充強化される場合には少くともそれに対抗し得る実力と権威を持つた人権擁護制度の必要が認められるので、これを廃止するのは折角芽生えた人権思想を縮退せしめるものであるから、人権擁護活動を推進させるため、人権擁護局の設置と拡充強化を取り計らわれたいとの請願。

第三九七号 昭和二十九年二月十八日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡有井村 大字井戸二、九三八 平谷正一
紹介議員 棚橋 小虎君

人権擁護局の格下げ反対に関する陳情

陳情者

奈良市高畑町七七八ノ一

奈良地方法務局内奈良人

権擁護委員連合会内 橋

本凝胤

人権擁護委員制度が創設されて以来ここに五年有余、その仕事は漸く緒に付いた程度で内容を充実し、拡張し、改善して一層事務の発展を計るべき今日、法務省人権擁護局を部課に格下げすることは時代の要請に逆行するものであるから、これが存置を計られたいとの陳情。

第四三九号 昭和二十九年二月二十

三日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する陳情

(三通)

陳情者

静岡市相生町二ノ一四

越崎昇太郎外二名

この陳情の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四五四号 昭和二十九年二月二十

四日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する陳情

陳情者

京都市上京区紫竹下梅ノ

木町一五 北川敏夫

この陳情の趣旨は、第三九七号と同じである。